

免許番号	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
浜中さけ定第1号	厚岸郡浜中町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、桟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
浜中さけ定第2号	厚岸郡浜中町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、桟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
浜中さけ定第3号	厚岸郡浜中町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月1日から12月10日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、桟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)7月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
浜中さけ定第4号	厚岸郡浜中町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月1日から12月10日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、桟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)7月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
浜中さけ定第5号	厚岸郡浜中町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、桟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
浜中さけ定第6号	厚岸郡浜中町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、桟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
浜中さけ定第7号	厚岸郡浜中町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、桟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
浜中さけ定第8号	厚岸郡浜中町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	令和6年2月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、桟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

